

平成 30 年 6 月 1 日

三田市長 森 哲 男 様

三田市市政への市民参加推進委員会  
委員長 久 隆 浩

三田市市政への市民参加条例の運用状況に対する意見について（答申）

平成 30 年 5 月 15 日付三政第 20 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

概ね適正に運用されていると判断されるが、次の 3 点について意見を付したい。

- (1) 条例第 10 条に規定される附属機関により市民に意見を聴く手続の実施について、高い専門性が要求される附属機関を除き、附属機関の委員に占める市民委員の割合が 3 割以上となるようさらに努められたい。また、市民委員の募集にあたり、公募と市政参加市民名簿の両方から募集するほか、若年層に呼び掛けるなど、より広範な市民参加が可能となるよう委員構成に配慮されたい。
- (2) 市民に意見を聴く手段として、ワークショップや意見交換会を積極的に活用されたい。また、ワークショップなどの実施時期や手法は、ある程度計画案などができた段階で実施するのではなく素案を考える段階で実施するなど、市民の意見が積極的に計画案などに反映されるよう工夫されたい。
- (3) アンケート調査などについて、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を積極的に活用し、時代に即した市民意見を聴取する環境を築けるよう検討に努められたい。また、収集した市民からの意見について単純集計にとどまらない詳細な分析を行うことで、施策への反映につなげられたい。